3　前項各号に掲げる措置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　［略］

二　ファイルに記録された事項について、当該証明に係る業務を執行した社員による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。第六十九条第一項において同じ。）が行われているものであること。

［4・5　略］

第三章　［略］

（監査報告書の記載事項）

第六十九条　前条の監査報告書には、次に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して署名しなければならない（法第三十四条の三十二第二項の規定により当該監査報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付する場合にあっては、電子署名を行わなければならない。以下この条において同じ。）。この場合において、当該監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、署名しなければならない。ただし、指定証明（法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。）である業務執行社員が作成の年月日を付して署名しなければならない。

［1～八　略］

［2～8　略］

第四章　［略］

別紙様式第１号（第８条第２項関係）　［略］

別紙様式第２号（第38条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで　業務報告書

財務（支）局長　　殿

年　　月　　日提出

監査法人名

所在地

代表者

［一．～四．略］

五．その他

（記載上の注意）

一．業務の概況

［1．・2．略］

3．審査の状況

a．審査（第８条第３項第２号に規定する審査をいう。以下同じ。）を目的とする機関について、各項目毎に内容を記載すること。

［b．・c．略］

［4．～8．略］

［二．・三．略］

3　［同上］

一　［同上］

二　ファイルに記録された事項について、当該証明に係る業務を執行した社員による電子署名が行われているものであること。

［4・5　同上］

第四章　［同上］

（監査報告書の記載事項）

第六十九条　前条の監査報告書には、次に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して署名しなければならない。この場合において、当該監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、署名しなければならない。ただし、指定証明（法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。）である業務執行社員が作成の年月日を付して署名しなければならない。

［1～八　同上］

［2～8　同上］

第五章　［同上］

別紙様式第１号（第９条第２項関係）　［同左］

別紙様式第２号（第38条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで　業務報告書

財務（支）局長　　殿

年　　月　　日提出

監査法人名

所在地

代表者

［一．～四．同左］

五．その他

（記載上の注意）

一．［同左］

［1．・2．同左］

3．［同左］

a．審査（第９条第３項第２号に規定する審査をいう。以下同じ。）を目的とする機関について、各項目毎に内容を記載すること。

［b．・c．同左］

［4．～8．同左］

［二．・三．同左］